

議決権行使レポート

証券コード 6363

会社名 西島製作所

	賛成	反対	棄権
第1号議案 取締役7名選任の件	○		
原田 耕太郎 氏	○		
ジェラルド・アッシュ 氏	○		
アリストター・フレット 氏	○		
羽牟 幸一郎 氏	○		
福田 豊 氏	○		
井植 敏雅 氏	○		
上田 理恵子 氏	○		
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	○		
角 治壽 氏	○		
山本 操司 氏	○		
安陪 祐二 氏	○		
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	○		
中川 美佐 氏	○		
第4号議案 監査等議員でない取締役の報酬限度額改定の件	○		
第5号議案 当社株式等の大規模買い付け行為に対する対応継続の件	○		

上記の推奨をした理由

1. 取締役選任の件について（第1～3号議案に賛成する理由）

連結決算5年間の推移を見るに、2019年度はコロナウイルスの影響を受け純利益などが落ち込んでいるものの2022年度までには会社の主要な会計基準において回復するにとどまらず更なる成長を見せている上、下記のISSの日本向け議決公使権助言基準を全て満たしているため、賛成とする。

・資本生産性が低く（過去5期平均の自己資本利益率[ROE]が5%を下回り）かつ改善傾向にない場合

→ROEについては過去5年平均のROEは7.716%であり、2019年度では新型コロナウイルスによる影響で基準である5%を下回ったがその他の年度ではこの基準を上回っているかつ、2022年度では過去最高を記録するなど資本生産性に成長が見られるため問題はないと判断できる。

■ いわゆる政策保有株式の過度な保有が認められる場合

→政策保有株式の保有額が純資産の20%以上である取締役はいないため問題はない。

■ 株主総会後の取締役会に女性取締役が一人もいない場合

→上田氏、中川氏は女性取締役である。

■ 前会計年度における取締役会の出席率が75%未満の社外取締役

→監査委員であるかにかかわらず、再任された社外取締役の4名全ての取締役会の出席率は100%であるため、問題はない

■ 株主総会後の取締役会に占める社外取締役の割合が3分の1未満の場合、または社外取締役が2名未満の場合、経営トップである取締役

→取締役員11名（補欠も含め）に対して、社外取締役が4名であるためこの条件を満たしている。

また、取締役に女性が2名選任されており、外国籍の社内取締役も今年から新たに2名を選任しているなど、グローバル化や昨今の男女差別問題の解決などに対し意欲的に対処しようとし、より多角的な視点から同社の指針を決定しようとしている姿勢が見られ、その点については賛成できる。特に上田氏についてはマザーネット代表取締役社長や追手門学院大学客員教授を勤め、ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進などに取り組んできた経験を活かし、同社の働き方や役員選定などに対し男女平等的な視点から改善していくことが期待できる。それに加えて、取締役のスキルマトリックスおよび各自の経歴を見ると、各々が背景とする事業領域などはバランスがとれている。またグローバルビジネスをスキルに持つ取締役が多いことに関しては、「グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、持続的社會に欠かせないグローバル企業になる」という会社方針に十分に沿ったものであると認識できるため、役員選定に関して問題はないと判断した。

連結決算5年間の推移 (単位: 億円・利益率(赤)は%)

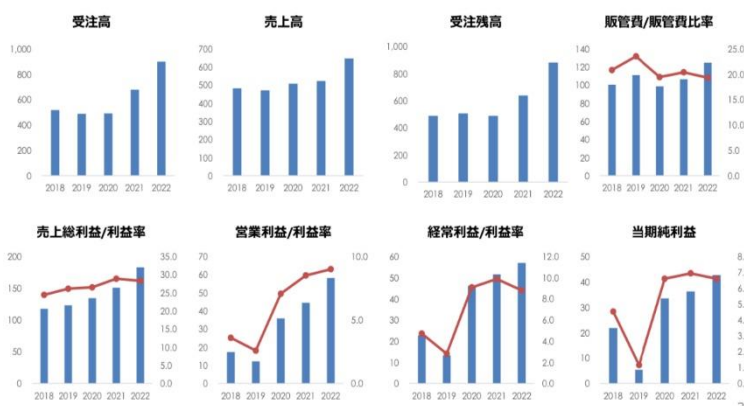


図1 西島製作所の5年間の推移

取締役会を構成する取締役の知識・経験のスキルマトリクス表と指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	企業経営	グローバル ビジネス	生産技術 研究開発	営業 マーケティング	人事・労務 人材開発	財務会計	法務 ガバナンス	指名・報酬 委員会
監査等委員でない取締役	原田 耕太郎	○	○	○	○		○		○
	ジェラルド・ ジュ	○	○	○	○			○	
	アリスター・ フ	○	○	○	○				
	羽 牟 幸一郎	○	○	○		○			
	福 田 豊		○				○	○	
	井 橋 敏 雅 (社外)	○	○		○	○			○
	上 田 理 恵子 (社外)	○			○	○			○
監査等委員である取締役	角 治 壽					○		○	
	秋 山 洋 (社外)		○			○		○	○
	山 本 操 司 (社外)						○	○	○
	安 陪 裕 二 (社外)				○		○	○	

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

図2 取締役員のスキルマトリクス

2. 監査役選任について（第2.3号議案）

補欠の中川氏含め4人全員が前述したようにISSの日本向け議決公使権助言基準を満たしており、4人のうち角氏以外の3人は社外取締役である。山本氏は公認会計士としての立場で助言などをするため経営陣とは独立した視点に立っており、安倍氏・中川氏については所有する同社株式数が0株であるため独立性については担保されていると考えられる。角氏は2019年4月から同社の監査当委員会の一員であるが同在任期間に同会社のコンプライアンスが損なわれていることを露呈させた事案などはなかったため、監査能力について現段階では信頼に値すると考えた。

3. 第4号議案について

これまでの監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において、基本報酬については「年額180,000千円以内」、また譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬については、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において「年額30,000千円以内」として承認されている。今年度の株主総会において監査等委員でない取締役の報酬額は、経済情勢等諸般の事情を考慮して、基本報酬限度額を「年額350,000千円以内」、譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬限度額を「年額50,000千円以内」（いずれも使用人兼務の場合の使用人分の給与は含まない。）とする議案を提出した。以前の限度額と比べると約40%～50%ほどの増額となるが、グローバル経営をさらに推進していくため、また取締役会の多様性を確保するため、海外ため事業に精通した外国籍の監査等委員でない取締役（業務執行取締役）を増員していくという明確な理由があること、同社は近年大きく成長していることを考慮すると妥当であると考え

えたため、賛成した。

4. 第5号議案について

同社は、2008年6月27日開催の当社定時株主総会において承認され、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後3年毎に当社定時株主総会の決議に基づき継続していることから今年度も承認されると考えられる。また現行の対応策は、「市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、同社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。ただし、株式等の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるほか、ポンプを通じて上下水道、電力、防災・減災施設など公共性の高いインフラ向け製品を長期安定的に提供する同社グループの企業価値及び株主共同の利益を損なうおそれのあるものなどもある。そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、必要かつ十分な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えている。」といった意味での対応策であるため、株主の自由な株取引を阻害するものではないと考えたため、賛成した。

〈参考文献〉

- ・ 西島製作所 2022年度 招集通知
- ・ ISS の日本向け議決公使権助言基準

[Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf \(issgovernance.com\)](https://issgovernance.com/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf)